

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ウガンダ	カンパラ市内交通事情改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との交換公文	カンパラ市内交通事情改善計画を実施するために必要な 1.道路及び交差点の改善に必要な生産物及び役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	316,000千円 H19.3.31まで	H18.7.20 カンパラ で (同日)	日本側 菊池龍三在ウガンダ大使 ウガンダ側 エズラ・スルヤ財務・計画・経済開発大臣	H18.8.1 453号
ウガンダ	東部ウガンダ医療施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との交換公文	東部ウガンダ医療施設改善計画に必要な 1.医療施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその調達に必要な役務の供与 3.車両及びその調達に必要な役務の供与 4.上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	873,000千円 H19.3.31まで	H18.7.20 カンパラ で (同日)	日本側 菊池龍三在ウガンダ大使 ウガンダ側 エズラ・スルヤ財務・計画・経済開発大臣	H18.8.1 455号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。